

いじめ防止基本方針



令和7年4月

戸田市立戸田第一小学校

目次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 いじめの未然防止のための取組 | 2 |
| 第2 いじめの早期発見への取組 | 4 |
| 第3 いじめの早期解決への取組 | 5 |
| 第4 いじめの問題に向けての校内組織と対応 | 7 |
| 第5 いじめの防止対策推進第28条における 「重大事態」の対応について | 10 |
| 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策 | 15 |
| 第7 人権教育を推進したいじめ防止対策 | 16 |
| 第8 いじめ防止に係る年間行事予定 | 17 |

はじめに

戸田市立戸田第一小学校いじめ防止基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、「いじめはどの児童にも起こりうる」との認識のもと、いじめの**早期発見・早期指導**に全力で取り組むこととする。そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して生活できる学校を目指して、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立戸田第一小学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラー

* この委員会は、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、必要に応じて学校長が招集することができる。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめ防止対策推進法第13条（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめの認知に関する考え方（平成27年8月17日付 文部科学省通知）

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。
- (中略)
- また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによるものではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、本校としては適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う。

いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、校内研修や日々の授業研究会を通して教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に学習の基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を味わわせることにより、自尊感情を育む。道徳の時間を軸に全教育活動において、「命の大切さ」について指導する。さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取り組みにより、全児童が安心して学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の場を提供する場とし、自己有用感や充実感を感じられるようにする。

1 よりよい人間関係づくりを図りいじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくりに努める

- (1) 戸田市小学校「いじめのない楽しい学校宣言」
戸田市小学校「いじめのない楽しい学校宣言」に基づき、児童同士が優しい思いやりのある言葉かけをする。
- (2) 「戸一小のきまり」や生活目標などルールやマナーを守る指導の徹底
「戸一小のきまり」や生活目標を全校に、また各学年・学級ごとに学習や生活の約束を決め、意識化させることで、具体的な指導の徹底を図る。互いにルールやマナーを守ることで児童同士や集団の信頼関係を築けるようにする。
- (3) 共に汗をかき、きれいな学校づくりの推進
清掃活動における掃除の仕方を徹底することで、互いに思いやりながら、協力することの大切さを理解させ、よりよい人間関係を築く。(無言清掃)
- (4) 考え、議論する道徳授業の充実
考え、議論する道徳授業を中心とした教育活動を図ることで、いじめが重大な人権侵害にあたること、決して許されないことを能動的に理解させる。
- (5) 児童が主体的に参画するいじめ防止に向けた方策の話し合い活動の取り組みの推進
運営委員会が中心となり、いじめ撲滅に向けての方策を議論したり、各学級へ議題を下ろし、学級での議論を促したりすることで児童が主体的に話し合いに参加し、いじめをなくしていこうとす

る態度を養う。

- (6) いじめをしない、させない、許さない風土づくり
道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、自分と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度を養う。

2 児童一人一人の自尊感情を高める

- (1) 一人一人が活躍できる教育活動・学級経営
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
- ・ 「なかよしタイム」（異年齢交流）の充実。
 - ・ 児童の自発的な活動を支える学級ごとの係活動や委員会活動の充実。
 - ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自学、学習プリントの工夫。
 - ・ 達成感を味わえる、わかる授業づくり。
- (2) 人との関わり方を身につけさせるための活動
考え方や感じ方の違いに気づかせたり、互いに認め合ったりする力を育成する。
- ・ 帰りの会での1日を振り返る。（今日のキラリ、友達のよいところさがし）
 - ・ 学級会での話し合い活動の充実
 - ・ 友達を「～さん」で呼び合う。
 - ・ インターネットを介したいじめ防止に関する情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実
 - ・ インクルーシブ教育やPBSの考え方を取り入れ、多様性を前提とした学校づくり

3 「命の大切さ」および豊かな心の育成

- (1) 読書活動の充実
朝の読書の時間（水曜日）や保護者や委員会による読み聞かせ、また、授業での読書活動や図書委員会の活動により、本にたくさん触れることで、豊かな感性を育成する。
- (2) 人権教育の視点を意識した授業改善
各教科や道徳、英語及び外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等すべての授業において人権教育を意識した授業の展開（例えば、発表場面で自分とは違った考え方を知る、相手の考えを認めつつ自分の考えを伝えるなど）の工夫に努める。

4 教職員研修会を充実させる

- (1) 彩の国生徒指導ハンドブック「I's2019」の活用
いじめに関する基本的な理解や未然防止・早期発見・早期解決に向けた取り組み方などについて埼玉県教育委員会発行の彩の国生徒指導ハンドブック「I's2019」を活用し、研修会を行い、教職員の資質向上を図る。また、合わせて人権教育に関する研修会において教職員人権意識の向上に努める。
- (2) 教育相談の充実
年5回の教育相談日を設定しいじめに関わらず広く家庭より相談を受けられる窓口をつくる。
- (3) 弁護士による研修会
弁護士による研修会を開催し、教育的思考だけではなく、法的思考をもち児童及び保護者への対応が進められるようにする。

5 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因になり得る。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- (1) 児童理解を深める。
・ 理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- (2) 学習意欲を高める。
・ 教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にす。
- (3) 個を生かす活動を工夫する。
・ 問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- (4) 個々の考えを深め、練り上げる。
・ 互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- (5) 指導と評価を工夫する。
・ 適切な評価を通し、学習意欲の持続・向上を図る。

6 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

- (1) 児童一人一人の心を理解する。
- (2) いつでも担任が見守っていることを知らせる。
- (3) 場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- (4) 自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- (5) 学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

7 いじめ撲滅の啓発活動

11月のいじめ撲滅強調月間を活用して、児童による自発的な取組を行い、いじめ撲滅の意識の高揚を図る。その際、いじめ撲滅のティッシュを合わせて配布する。

8 P T Aのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

9 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

第2 いじめの早期発見への取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることがある。大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していくことが大切である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く持つ必要がある。いじめが発生した際に、深刻化させぬよう早期に発見するために以下のことを全職員で実践していく。

(1) 児童とのネットワークを構築する

- ①早期発見のために、学級活動・授業・給食・清掃・休み時間など日常の学校生活を通して児童の人間関係や力関係の把握に努める。
- ②児童の何気ないつぶやきや共に活動する中での会話、作文や日記などの相互通信を通して児童の生活状況や集団における人間関係の実態把握に努める。
- ③年に4回、全校児童に「心のアンケート」を実施し、児童の心の悩みの把握に努める。必要に応じて学年や学級において随時、「心のアンケート」を実施する。また、児童への教育相談や電話相談、SNS相談窓口を適宜行い、適切に対応する。
- ④児童から相談があった場合、問題を軽視することなく、情報収集を通して事実関係の把握し、誠意を持って正確かつ迅速に行い、的確に対応する。

(2) 教職員のネットワークを構築する

- ①いじめの問題の重大性の認識、いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図る。
- ②養護教諭や他教科・他クラスの教員からの情報を学年会で共有し、特定の教員が一人で抱え込むことのないように報告・連絡・相談を確実にし、必要に応じて生徒指導部・管理職も含めた学校全体で対応する。
- ③教科担任制及び学年内T Tを実施し、学習のつまずきのみならず、生徒指導上の課題についても対応する。

(3) 教育センター等関係機関との連携を密にする

- ①教育相談では、必要に応じて戸田市立教育センター等の専門機関との連携を図る。
- ②戸田市立教育センターや人権窓口、児童相談所などの学校以外の相談窓口について教職員や家庭に周知する。
- ③戸田市いじめ問題対策連絡協議会にて、こども健やか部、健康福祉部、市民医療センター等と定期的な連携により、市長部局とともにいじめ防止に取り組んでいく。

(4) 家庭・地域との連携を構築する

- ①教育相談機能の充実に努める。
 - ・教育相談日の活用（年5回）
 - ・授業参観・懇談会後の個別面談
 - ・連絡帳や電話等による相談
- ②学校におけるいじめへの対応方針や指導計画を公表し、保護者や地域からの理解を得られるよう

にする。

- ③いじめが起きた際に、当事者の保護者とのように連携・情報提供していくかを確認しながら、学校と地域・家庭が一致協力してその解決に当たれるよう連絡を密にする。

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の事実関係を客観的に収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけで、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わたった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③被害者児童の不安除去、安全確保を行い、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ、一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、その行為を見たりして、それを放置し見て見ぬふりをすることは人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。

- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

(6) 保護者への対応

保護者の立場に立って、共感的に理解し、信頼関係を確立する。

【被害児童の保護者に対して】

- ①速やかに家庭訪問し、学校で把握した状況を正確かつ丁寧に説明する。
- ②学校として、被害者児童の安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、支援していくことや学校の取組方針を具体的に伝え、誠実に対応する。
- ③対応経過をこまめに伝えとともに、保護者の気持ちを受容し、対応策について協議する。
- ④定期的に面談・家庭訪問をし、誠意に尽くした対話をする。
- ⑤子供の様子の変化などの経過について緊密に連絡を取り合う。

【加害者の保護者に対して】

- ①速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも、再確認する。いじめの深刻さを認識してもらうとともに、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ②いじめの加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得る。被害者への謝罪を促す。
- ③いじめの行為は許されるものではないという毅然とした姿勢を維持する。
- ④事実を認めなかったり、我が子は首謀者ではないなどと学校の対応方針を批判したりするような場合は、あらためて事実確認と学校の指導方針等を示し、粘り強く理解を求める。
- ⑤家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。

(7) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態を次の2つの要件を満たされていることをもって判断する。ただし、これらの要件が見たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止まっている状態が相当の期間（3ヶ月間）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合はこの目安にかかわらず長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消されていると判断する際に、被害児童がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。



第4 いじめの問題に向けての校内組織と対応

本校では、法に基づき、全職員がいじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導部会・教育相談部会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 企画委員会（校長・教頭・主幹教諭・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活が送れているか否か、学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。各学年の様子や配慮を要する児童、生徒指導上の問題を抱えている児童についての現状と指導についての情報交換、及び共通認識に基づいた共通行動についての確認を行う。

(2) 生徒指導部会（校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当）

月に1回、配慮を要する児童や生徒指導上の問題を抱えている児童についての現状と指導についての情報交換及び共通認識に基づいた共通行動についての確認を行う。「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

（さ）最悪の事態を想定し、（し）慎重に、（す）素早く、（せ）誠意をもって、（そ）組織で対応

(3) 教育相談部会（校長・教頭・教育相談主任・各学年教育相談担当・養護教諭）

教育相談部会では連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。定期・臨時に「心のアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童生徒理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、授業研究会や授業参観に専念し、日々の授業力向上に努める。各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気づく。
- ②気づいた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）
- ③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

(5) 関係機関との連携した組織

いじめの事実を確認した場合、戸田市教育委員会へ報告する。重大事態発生時の対応等については教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応していく。地域全体で「いじめは許さない」という認識を広めていくことが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題を含めた児童健全育成についての話し合いを進めていくことを願います。

(6) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

《学校いじめ問題等対策委員会》

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラー

※校内の生徒指導委員会を母体とし、学校の実情を踏まえて校長が定める。

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することも可能とする。

【役割①】学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及びPDCAサイクルを回し、必要な見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直し

《拡大学校対策委員会》

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・各学年主任・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラー・該当学年・戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは他校の学校配置スクールカウンセラー

【役割②】 重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・児童生徒や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

学校対策委員会が学校内でいじめに係る実効的な組織として機能することが重要であり、生徒指導委員会等との役割分担を学校基本方針等で明確にするとともに、定例の生徒指導委員会と棲み分けを行いつつ、生徒指導委員会前後や合同で会議を開催するなど位置付けを明確にしつつ取り組むことが必要である。

ただし、上記のとおり学校対策委員会には様々な役割があり、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合には、校長判断の下、管理職と生徒指導主任、事案に関わる学年主任、担任等の少数の教職員で開催することも可能とする。

また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わることとする。

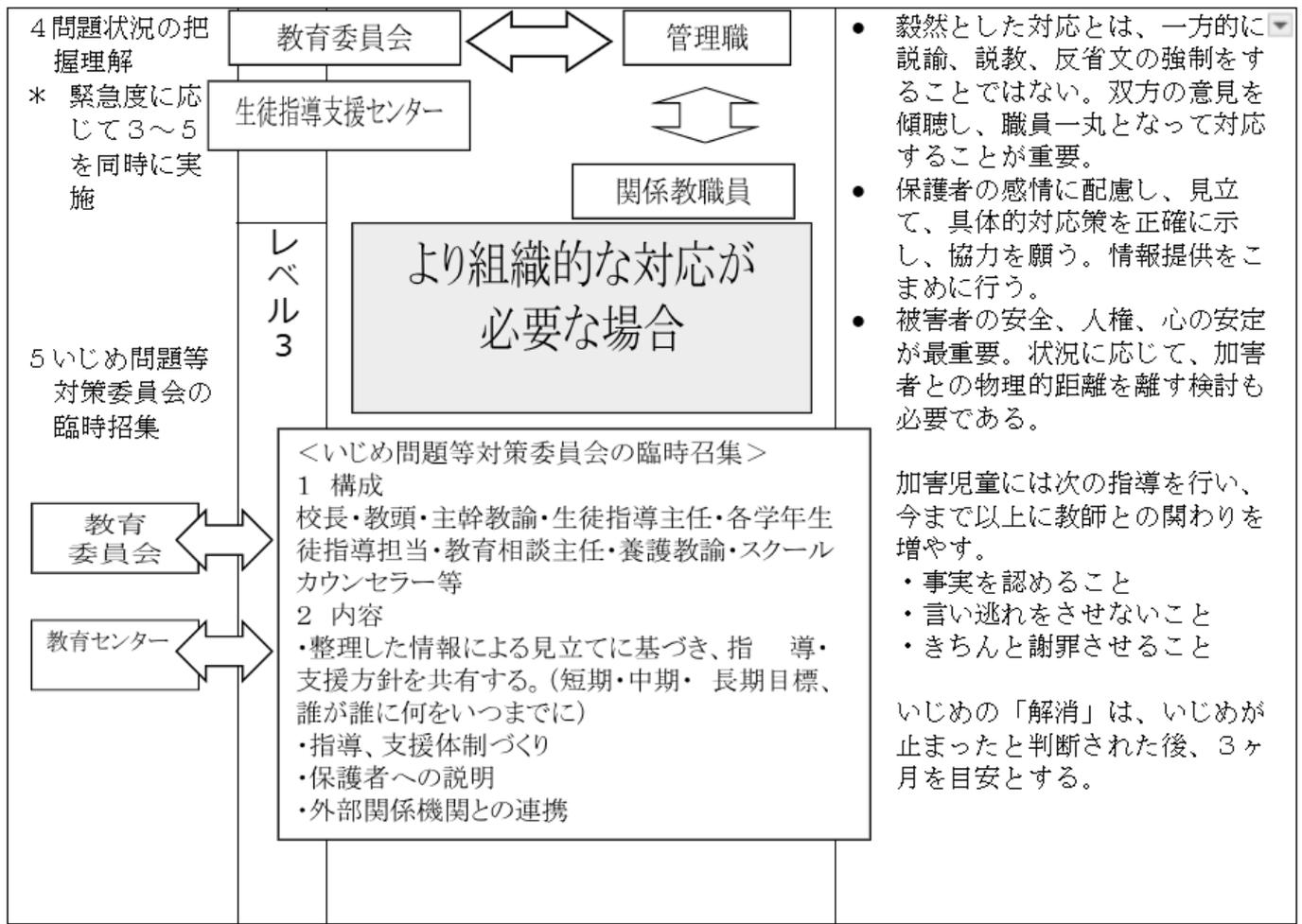
なお、重大事態について学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体とした上で、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた“拡大学校対策委員会”を組織し、重大事態の調査を行う。

学校対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。また、市教育委員会において、学校対策委員会が適切に開催されているか会議の記録等を確認する。

いじめ問題に向けての対応校内フロー図

最悪の事態を想定し 慎重に 素早く 誠意をもって 組織で対応

| 対応の流れ | レベル | 教職員の動き | 留意点 |
|---|-------------|--------|---|
| <p>1 認知いじめ情報 のキャッチ</p> <p>2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 憶測を入れずに事実を報告 些細なことも報告 | <p>レベル1</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 定期的アンケート調査を実施＝早期発見 小さな危機を見逃さない。 いじめを見て見ぬふりしていないか。(ただ様子を見る＝いじめを育てる) けんかやふざけであっても、いじめの有無を確認する。(担任だけで判断しない) 訴え、申し出があった場合には、その日に行動する。(指導の結果や内容は、必ず管理職に報告) |
| <p>3 把握事実関係の正確な把握・情報収集</p> | <p>レベル2</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ※ 緊急の対応が必要な場合、学年・学級で全児童との面談を実施 ※ 面談等の基本的スタンス <ul style="list-style-type: none"> ①傾聴②共感的理解③適応へのサポート ● 丁寧にじっくりと話を聴く。 <ul style="list-style-type: none"> <悪い対応例> ×あなたにも問題があるね。 ×考え過ぎだよ。 ×気にしすぎじゃないの。 ×お子さんにも問題がある。 ×様子を見ましょう。 ● 双方からいつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふう感じたかを具体的に聴く。 ● 記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有する(憶測、推測を入れない) |



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止対策推進法第28条第1項を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

1 重大事態とは

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合
 - ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
 - ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

(2) 平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。特に、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、校長のリーダーシップの下、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築しておくことが求められる。

(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢

重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象児童・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象児童・関係児童の学校生活が続いていることから、対象児童の見守りや心のケア、関係児童に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

また、児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

なお、申立て時点において、学校が児童へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、市教育委員会又は学校においていじめの事実が起りえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告をする。以下の事由を報告する。

- ・学校名
- ・対象児童の氏名、学年
- ・報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童・保護者等との情報共有が重要であることから、市教育委員会又は学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

具体的には、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や相談の記録、学校対策委員会の会議録、学校としてどのような対応を行ったかの記録等が基礎資料として想定される。

(2) 調査組織の設置

不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・児童の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると市教育委員会が判断する場合は、市教育委員会主体として調査をする。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象児童・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。

なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。

その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

<国のガイドライン 第6章第2節（1）基本的な考え方 該当箇所抜粋>

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

<国のガイドライン第7章第2節(1)対象児童生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載>

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童・保護者及び関係児童・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。）。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

関係児童・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要である。

基本的には、(4)対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象児童・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象児童が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加え、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

<国のガイドライン第8章 第2節(1)調査全体の流れ(該当箇所抜粋)>

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録 等の確認
(調査の初期段階で確認する必要のある文書等)
- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

↓
② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り

↓
③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

↓
④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

↓
⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓
⑥ 報告書の作成、取りまとめ

（２）調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

児童に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第８章第２節（３）～（６）に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては１年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童・保護者に対して確認をとることも考えられる。

（３）調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第８章第３節（１）に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象児童の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象児童への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害児童への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、市教育委員会又は学校は、対象児童・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

市教育委員会又は学校は、対象児童及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 市長への報告及び公表

調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。

他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童の健全な発達に影響があってはならない。

公表するか否かについては、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

公表に当たっては、児童の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や市の情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして公表を行うべきでない部分を除いた部分を適切に整理の上、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表する。

公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとる。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童に対しては、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

時代の流れに伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

1 児童を取り巻くインターネット機能・サイト

(1) SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、インスタグラム、X(旧Twitter)などが有名。

(2) チャット

主にオンラインゲーム・ソーシャルゲームなどの機能の一つである。記録が残りにくいものが多い。

(3) 通信ゲーム

3DSやPSPなど通信機能のついたゲーム機。すれ違い通信やWi-Fiを使った通信機能

でインターネットと同じようにオンラインで他者とゲームを行うことができる。ゲームによっては個人情報を設定することができる。

2 ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底、デジタル・シティズンシップ教育の推進を図り、いじめの防止策を講じる。

(1) 児童に対して

- ①総合的な学習の時間や各教科を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。
- ②市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。
- ③ネット問題について、防犯教室（警察関係）や情報セキュリティ講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。
- ④ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。
- ⑤学年ごとにネットモラル啓発動画を視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

(2) 保護者・地域に対して

- ①上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。
- ②地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。
- ③様々なネットトラブルや被害を学級懇談会やPTAの会合等で発信する。

第7 人権教育を推進したいじめ防止対策

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や人権教育の充実の推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養う。また、性同一性障害に関して社会生活上様々な問題を抱えている状況にある。

そこで、本校では、教職員自身が豊かな人権感覚を持ち、個々の児童に対する適切な理解のもと指導に当たれるよう、以下の内容について取り組む。

(1) 発達障害を含む、障害のある児童について

- ①教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深める。
 - ・研修会の実施
 - ・特別支援教育との連携
- ②個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、それらを活用して情報共有を行う。
- ③当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

(2) 性同一性障害や性的指向・性自認について

- ①性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - ・研修会の実施
- ②学校における相談体制・支援体制の確立
- ③医療機関との連携
- ④学校生活の各場面での支援
 - ・服装
 - ・髪型
 - ・更衣室
 - ・呼称
 - ・授業等
- ⑤当該児童の保護者との連携



(3) その他、学校として特に配慮が必要な児童について

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童（外国籍の児童、身体的な配慮等）については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

第8 いじめ防止に係る年間行事予定 (令和6年度)

| | 内容 及び 対象学年 等 |
|----------|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回生徒指導部会 ・生徒指導研修 ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年) ・授業参観・懇談会(保護者との連携・情報交換) |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回生徒指導部会 ・第1回教育相談日(保護者との情報交換) ・第1回心のアンケート調査(全学年) ・児童理解研修 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回生徒指導部会 ・第2回教育相談日(保護者との情報交換) ・授業参観・懇談会(保護者との連携・情報交換) |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4回生徒指導部会 ・戸田市生徒指導委員会 ・林間学校(宿泊行事に伴う第5学年児童の協調性を育む) ・個人面談(保護者との情報交換) |
| 8月 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修 ・第5回生徒指導部会 ・生徒指導研修 ・第3回教育相談日(保護者との情報交換) ・授業参観・懇談会(保護者との連携・情報交換) ・第2回心のアンケート実施(全学年) ・6年生修学旅行(宿泊行事に伴う第6学年児童の協調性を育む) |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第6回生徒指導部会 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第7回生徒指導部会 ・いじめ撲滅強調月間の取組(生徒指導委員会によるいじめ撲滅運動の推進) ・情報ネットモラル講習会(高学年児童・保護者・地域対象) ・第4回教育相談日(保護者との情報交換) ・第3回心のアンケート実施(全学年・保護者) |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第8回生徒指導部会 ・戸田市生徒指導委員会 ・授業参観・懇談会(保護者との連携・情報交換) |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第9回生徒指導部会 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第10回生徒指導部会 ・戸田市生徒指導委員会 ・第4回心のアンケート実施(全学年) ・幼・保・小連絡協議会 ・新入学児童保護者説明会 ・第5回教育相談日(保護者との情報交換) ・授業参観・懇談会(保護者との連携・情報交換) |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第11回生徒指導部会 ・6年生を送る会(卒業生への感謝の念をもたせ、学年内の協調性を育む) ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 |

